

## 実質化された人・農地プラン(送木地区)

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
御嵩町	送木地区	令和4年3月	-

### 1 対象地区の現状

単位:ha

送木地区の人・農地プランの対象耕地面積		16.49				
アンケート調査に回答した方の耕作面積		12.37				
中心経営体耕作面積(所有地+耕作地)		8.73				
70歳以上の農地面積(耕作者含む)		3.26				
アンケートより	担い手が耕作する面積	8.66	10.44	52.52%	63.31%	
	「後継者あり」の農地面積(5~10年後も維持が見込まれる農地)	1.78		10.79%		
	「年齢60歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	1.37	2.42	8.31%	14.68%	
	「年齢70歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	0.89		5.40%		
	「年齢80歳代」で「後継者無し」及び「農業をやめる」農地面積	0.16		0.97%		
	貸出を希望している農地面積		1.86	11.28%		
	70歳以上で貸出を希望している農地面積		1.29	7.82%		
担い手が引き受け可能な農地面積		2.00	12.13%			

### 2 対象地区の課題

①担い手と農地面積の確保について	現時点において、中心経営体となる担い手が1者しか存在していない。 今後、中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(2.0ha)が、70才以上で自らで管理が困難であるという意向の方の農地面積(1.29ha)を上回っており、地区内の貸付希望の農地面積をカバーできている。 現状、中心経営体1者で地区内の農地をカバーできているが、新たな担い手の創出をすることは必要である。
②耕作環境について	送木地区は、一団の農地を形成しており比較的営農しやすい条件が整っている地区である。しかし、南側には山林があり、条件の悪い農地や鳥獣の被害により耕作できない農地もあり、遊休農地や休耕田なども点在している。
③意向の把握について	耕作者49名を対象にしたアンケート調査を実施し、回答は32名、68%となった。地域の意向としては約7割回収できているため、地域の意向としてアンケート結果を用いても問題ないと判断。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

送木地区における農地利用は、中心経営体である認定農業者が中心に担う。その他に、既存の農業者や入作を希望する認定農業者、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
-----------------------------------------------------------------------------------------

### 地区内の中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			後継者の 有無
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	株式会社アオキ	水稲、大豆他	8.73 ha	水稲、大豆他	10.73 ha	送木地区全域	○
計	1者		8.73 ha		10.73 ha		

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>①農地の貸付け等の意向把握に関する方針 貸付け等の意向が確認された農地は、46筆、18,572㎡となっている。 今後、中心経営体をはじめとする受け手ごとの耕作エリアマップを作成し、農地所有者や受け手の意向ではなく、地域全体の意向の下にマッチングを進めていく。 また、アンケート調査で回答の得られなかった方についても、更なる意向の把握に努める。</p>
<p>②農地中間管理機構の活用方針 送木地区について将来の経営農地の集約化を目指し、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>③水田活用の方針 主食用米以外に、加工用米や大豆などの地域作物の生産に取り組む。</p>
<p>④鳥獣被害防止対策の取組方針 農地所有者、耕作者、中心経営体、自治会など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。</p>
<p>⑤用排水・畦畔・農道管理の取組方針 農地所有者、耕作者、中心経営体、自治会など地域全体で管理の協力、役割分担の体制を継続して行っていく。</p>